

第 57 回通常総会議案

と き：令和 5 年 6 月 8 日（木）

ところ：ひろしま国際ホテル

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	_____	1
第 1 号議案	令和 4 年度会務報告及び重点目標とその対応について	
	令和 4 年度会務報告 _____	2
	令和 4 年度重点目標とその対応 _____	3
第 2 号議案	令和 4 年度歳入歳出決算について	
	歳入の部 _____	22
	歳出の部 _____	23
	監査意見書 _____	24
第 1 号報告	会員の加入について _____	25
第 3 号議案	役員の改選について（案） _____	26
第 4 号議案	令和 5 年度活動方針、重点目標及び事業計画について（案）	
	令和 5 年度活動方針 _____	27
	令和 5 年度重点目標 _____	28
	令和 5 年度事業計画 _____	30
第 5 号議案	令和 5 年度歳入歳出予算について（案）	
	歳入の部 _____	31
	歳出の部 _____	32
	市町負担金 _____	33
広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	_____	34
広島県内陸部振興対策協議会会則	_____	35

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 第1号議案 令和4年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 令和4年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第1号報告 会員の加入について

(4) 第3号議案 役員の改選について(案)

(5) 第4号議案 令和5年度活動方針、重点目標及び事業計画について(案)

(6) 第5号議案 令和5年度歳入歳出予算について(案)

5 そ の 他

6 閉 会

第 1 号議案

令和 4 年度会務報告及び重点目標とその対応について

令和 4 年度会務報告

年月日	事業内容	場所
令和 4 年 4 月 6 日	令和 3 年度会計監査	三 次 市 北 広 島 町
5 月 19 日	役 員 会	広 島 市
6 月 6 日	第 56 回通常総会	広 島 市
6 月 15 日 ～ 7 月 14 日	令和 5 年度主要施策に関する要望事項の取りまとめ	事 務 局
8 月 19 日	役 員 会	広 島 市
9 月 29 日	理 事 会	広島県議会
10 月 28 日	令和 5 年度主要施策に関する要望活動（広島県）	広島県議会
11 月 2 日	令和 5 年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所）	三 次 市
11 月 2 日	令和 5 年度主要施策に関する要望活動 （国土交通省中国地方整備局） （防衛省中国四国防衛局）	広 島 市
11 月 15 日	令和 5 年度主要施策に関する中央要望活動 （国会議員及び各省庁）	東 京 都
令和 5 年 2 月 15 日	役 員 会	広 島 市
4 月 6 日	令和 4 年度会計監査	三 次 市 北 広 島 町

令和４年度重点目標とその対応

令和４年度重点目標

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 ＪＲを始めとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 自然災害復旧・復興事業の推進
- 8 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 9 ウィズコロナを見据えた対策及び支援策の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進及び支援の実施
- 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

I. 安心な暮らしの実現に向けて

1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保

- (1) 医師、看護師等医療従事者の確保、医療体制の充実
[府中市、三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町]
- (2) 小児医療の充実及び発達支援体制の充実 [神石高原町]

【県の主な対応】

市町の要望を基に、自治医科大学卒業医師を中山間地域に重点的に配置しており、令和5年度は21名を7市3町の公的医療機関に配置している。広島大学ふるさと枠医師については100名が初期臨床研修を終え、うち42名が中山間地域の公的医療機関に勤務しており、今年度は新たに府中北市民病院にも配置している。

今後、毎年20名程度、ふるさと枠医師等の地域医療を担う医師が増加することから、100名を超える医師を配置する見込みである。

また、へき地医療拠点病院等である市立三次中央病院、安佐市民病院、福山市民病院を中心に広域的な人材育成の支援システムを構築し、中山間地域の医師が働きやすい環境を整備するとともに、地域医療介護総合確保基金により、不採算医療に対する財政的支援を行っている。

看護師の育成・確保については、地域医療介護総合確保基金を活用し、公立以外の看護師養成所等への運営費助成並びに看護教員及び実習指導者等への講習会を行っている。また、県北唯一の看護師養成施設である県立三次看護専門学校において、過疎指定地域を対象とした推薦枠を設けており、例年、卒業生の約半数が中山間地域に就業している。

オンライン診療については、庄原赤十字病院と舟入病院との間で、ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の基盤を活かした遠隔診療支援や医療情報の共有化に向けた取組が始まっている。中山間地病院長コンソーシアムによるオンライン診療支援システム構築検討委員会の発足と財政支援についても、県地対協医療情報活用推進専門委員会や広島県へき地医療支援機構運営委員会において必要な支援を検討していく。

おたふくかぜワクチンについては、国の審議会において、副反応の頻度等に関する評価・検討が進められており、接種の安全性を十分に検討した上で早急に定期接種化を進めるよう、中国地方知事会及び全国衛生部長会を通じて国に要望している。

また、地域の小児科医等かかりつけ医を対象とした診療医養成研修や、発達障害の診療を実地にて学ぶ陪席研修を実施し、専門医の養成に努めている。

【協議会の方向性】

医師をはじめとする医療従事者の慢性的な不足が懸念されているため、引き続

き、地域医療供給体制の維持・確保について要請する必要がある。

2 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援

- (1) 介護従事者の確保等に対する新たな支援制度の創設〔府中市〕
- (2) 介護保険制度の財政支援の充実及び介護職員の確保支援・強化
〔庄原市、安芸太田町、北広島町〕
- (3) 介護保険事業計画の期間延長〔北広島町〕
- (4) 国民健康保険の財政支援措置及び保険料軽減措置の拡充〔世羅町〕

【県の主な対応】

介護人材の安定的な確保・定着や介護職への理解促進とイメージアップに向けた施策の充実、適正な給与水準の確保、外国人介護人材の受入体制の強化などについて、全国知事会や全国主要都道府県民生主管（部）局長連絡協議会を通じて国に要望している。

介護支援専門員の研修内容等の見直しについては、国において法定研修等のあり方について議論され、令和6年度からの既存科目の時間配分を見直すなどの方針が決定したところであり、今後とも国の動向について注視していく。

また、研修の負担軽減についても、国においてオンライン形式による研修実施のための環境整備が図られていることから、受講者の移動時間等の負担軽減が図られる、講義の通信学習、演習実施を、集合・対面形式からオンライン形式に段階的に移行するなど、受講しやすい研修の実施に努めている。

介護保険事業計画の期間について、国は、中期的に安定的な財政運営を確保する観点から、計画の策定や介護報酬等の見直しを一体的に行う、3年を1期とする現行の計画期間が望ましいとしている。

また、計画策定に係る地方公共団体の事務負担軽減策を検討し、令和5年度中に結論を得ることとしている。

引き続き国の動向を注視するとともに、市町のご意見等も伺いながら、事務負担の軽減について国に要望等していく。

国民健康保険の財政支援については、県単位化に伴う財政基盤の安定を図るため、毎年約3,400億円の国保への財政支援の確実な実施や、激変緩和として措置される交付金の長期的な交付、国民の保険料負担の平準化に向けた財政支援の方策を講じてきた。また、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るよう、全国知事会や全国衛生部長会などを通じて国へ要望してきた。

その結果、平成26年度から毎年度、低所得者層の保険料の軽減判定所得の基準が見直され、保険料の軽減対象が徐々に拡大されてきている。

また、令和4年4月から国民健康保険世帯の未就学児に係る均等割保険料(税)の5割を公費により軽減する制度が導入されたところであり、引き続き、軽減措置の対象の拡大について、国へ要望していく。

【協議会の方向性】

中山間地域では、介護人材の不足が強く懸念されており、介護人材の確保・充実をはじめとする、安定的な社会保障制度の運営について、引き続き、要請する必要がある。

3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化

- | |
|-------------------------------|
| (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充 [安芸太田町、世羅町] |
| (2) ひとり親家庭等医療費助成の所得制限緩和 [世羅町] |

【県の主な対応】

乳幼児医療費公費負担制度については、子供・子育て支援施策の一つとして、早期受診による乳幼児の健康保持と、子育て家庭の経済的負担の軽減という2つの観点から、自治体によって子供の医療費負担に差が生じることは適当ではないと考えており、全国一律の医療費助成制度の創設について、引き続き、国に働きかけていく。

ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和については、福祉施策全体のバランスの中で受益と負担の公平性が保てるか、安定的で持続可能な制度となりうるか、などについて慎重に検討する必要がある。自治体によって医療費負担に差が生じることは適当ではないため、国によるひとり親家庭に対する医療費助成制度の創設について、引き続き、要望していく。

【協議会の方向性】

喫緊の課題である少子化対策及び子育て支援策として、全国一律の医療費助成制度の創設等について、引き続き、要請する必要がある。

4 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実

- | |
|--------------------------------|
| (1) 教職員体制の充実 [府中市、三次市、安芸高田市] |
| (2) ICT活用による学習への支援 [府中市、安芸高田市] |
| (3) 過疎地域における高等学校配置 [府中市] |

【県の主な対応】

教職員の人材確保については、平成31年4月に策定した中長期の採用計画を踏まえ、毎年教員採用試験を実施しており、令和4年度は934名を名簿登載するなど、計画的な人材確保に取り組んでいる。また、より多くの方に受験いただけるよう、オンラインを含む県内外の41会場で、教員採用試験説明会を実施したところである。

ICT活用の推進については、令和4年度、教員を対象とした研修を行っており、「Google Workspace」の活用法に関する研修の対象にICT支援員を加えるなど、技術面での相談やサポートなどを実施している。

令和５年度、新たにＩＣＴの活用等に関する情報共有の場として、「広島県ＧＩＧＡスクール推進協議会（広島市を除く２２市町が参加）」を開催することとしており、他自治体の動向や好事例などを紹介する場として活用していく。

ＧＩＧＡスクール構想の実現を目指したコンピュータ等の整備については、今後の更新費用や既存機器の廃棄費用のほか、補助対象外となっている初期設定費用なども含め、継続的な財政措置について国へ要望していく。

県立高等学校の在り方について、１学年１学級規模の全日制高等学校については「学校活性化地域協議会」を設置し、学校の活性化策を検討・実施しながら、毎年度全校生徒数が８０人以上となることを目指している。上下高校についても、府中市や地域の皆様からの御支援や御協力をいただきながら、学校の活性化や生徒数の確保に向けた取組を進めている。

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」については、今年度末までが計画期間となっていることから、新たな計画の策定に向けて１学年１学級規模校の在り方等について検討していく。

【協議会の方向性】

地域人材の育成に教育環境の維持・充実は不可欠である。教職員の確保とＩＣＴの活用を進めるとともに、地域に根差した特色ある高等学校の存続に向けて要請する必要がある。

5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進

- | |
|-----------------------------|
| (１) 信号機等交通安全施設の整備促進 [協議会提案] |
| (２) 警察施設の整備促進 [協議会提案] |

【県の主な対応】

令和５年３月末現在、県内に設置されている信号機は４,０５０基であり、令和４年度に新設した８基を含め、過去１０年間（平成２５～令和４年度）で１１１基を新設している。また、令和５年度には７基の整備を予定している。また、従来の電球式信号灯器に比べ視認性に優れており、維持コストの削減等を図ることのできるＬＥＤ信号灯器への変更を進める。

警察署の耐震性については、今年度、広島南警察署の建替により、すべての警察署で耐震性が確保されることとなる。

交番・駐在所整備に係る令和５年度当初予算では、２交番２駐在所の建替工事費及び２交番１駐在所の設計委託費などを計上している。

【協議会の方向性】

住民の安全・安心を支える施設が整備されるよう、引き続き、施設の老朽化対策等を要請する必要がある。

6 JRを始めとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化

- | |
|--|
| (1) 鉄道ネットワークの維持充実〔府中市、三次市、庄原市、世羅町〕 |
| (2) 生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化〔安芸高田市〕 |
| (3) JR芸備線の安定運行の実現〔安芸高田市〕 |
| (4) タクシーを活用した移動事業に関する支援〔安芸高田市、安芸太田町、神石高原町〕 |
| (5) 郊外路線のフィーダー化への対応について〔安芸高田市、安芸太田町〕 |
| (6) 広域的乗合バス路線に対する補助金交付要件の緩和及び補助額の増加〔北広島町〕 |
| (7) 持続可能な地域交通手段の維持充実に向けた支援〔府中市〕 |
| (8) JR三江線代替交通の生活交通ネットワークの実現〔安芸高田市〕 |

【県の主な対応】

現在、「広島県地域公共交通ビジョン」の策定に取り組んでおり、県内の広域ネットワークの在り方や、その持続可能性を高めるための方策を検討していくこととしている。

本年4月、国会において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、国が主宰する「再構築協議会」の創設については、全国知事会等でも要請してきた「ローカル鉄道の在り方について国が主体的に関与し、検討すること」が反映されたものとなった。

財政支援については、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されたが、輸送モード転換後の運航経費に対する支援が含まれていないため、引き続き、国へ働きかけていく。

生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化については、近年の新型コロナウイルス感染拡大や燃油費の高騰による経営悪化に対し、給付型の交付金や、国の地方創生臨時交付金を活用し、累次の支援を行っている。

地域公共交通が抱える構造的な課題に対応していくため、「広島県地域公共交通ビジョン」の策定にあたって、市町や事業者が参画する分科会を設置し、各エリアの移動の実態に関するデータを示しながら、日常生活で必要な移動手段が確保されるよう取り組んでいく。

JRの施設改善やダイヤ改正等に係る要望については、沿線協議会や関係市町からの要望をとりまとめ、JRに対して要望を行っており、引き続き、駅及び線路周辺の環境整備についても要望していく。

タクシーを活用した移動事業に関する支援については、既存の補助制度だけでなく、デマンド交通やボランティア輸送など、地域が主体となった新たな生活交通への取組に対する支援も検討していく。

郊外路線のフィーダー化への対応と広域的乗合バス路線に対する補助金交付要件の緩和及び補助額の増加については、路線再編のための調査費用について支援を行うとともに、広域路線補助について、全過疎市町における輸送量要件の緩和

など、地域の実情に応じた補助の見直しを行ってきた。

引き続き市町や交通事業者等と協議しながら「広島県地域公共交通ビジョン」の策定を進めるとともに、地域交通の持続可能性を高めていく。

持続可能な地域交通手段の維持・充実に向けた支援について、「広島県地域公共交通ビジョン」において、これまでに策定した骨子に基づき、今年度は具体的な施策や成果指標などを盛り込むこととしている。

新たに市町や事業者が参画する分科会を設置し、各エリアの移動の実態に関するデータを示しながら、エリア内の課題を共有し、「広域路線の強化を目的とした現行補助要件の見直し」、「主要な交通結節点へのアクセス向上策」など、より具体的な取組について各市町や交通事業者と議論していく。

JR三江線の代替バスルートである県道三次江津線は、地形的な条件から道路拡幅に制約を受けている。今後も地元自治体と連携し、待避所の追加設置など必要な対策を講じるなど、住民にとって使いやすい道路の整備に努めていく。

【協議会の方向性】

住民の生活に欠かすことのできない持続可能な公共交通の維持・充実に向けて、引き続き、地域の実情に沿った施策の実施及び支援策の充実強化を要請していく必要がある。

7 自然災害復旧・復興事業の推進

(1) 小規模崩壊地復旧に係る事業の促進及び予算の確保について [安芸高田市]

【県の主な対応】

小規模崩壊地復旧事業については、市町からの要望に応じて、計画的に整備が進められるよう、予算確保に努めていく。

【協議会の方向性】

被災箇所の早期復旧が図られるよう、引き続き、予算確保等を要請していく必要がある。

8 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化

- (1) 治山事業等による防災・減災対策の推進 [府中市、安芸高田市]
- (2) 農業用ため池廃止に伴う下流水路等整備の財政措置 [府中市、安芸高田市]
- (3) 浸水（排水路）対策事業実施の確実な推進 [府中市]
- (4) 砂防事業の促進 [全市町]
- (5) 河川改修の促進 [全市町]
- (6) 河川堆積土及び立木等の流路支障物の定期的な撤去等 [協議会提案]
- (7) 急傾斜地崩壊対策事業の促進 [安芸高田市、安芸太田町]
- (8) 中国自動車加計ICのフルインター化 [安芸太田町]
- (9) 二次被害防止に向けた総合的な治水・土砂災害対策の推進 [協議会提案]

【県の主な対応】

治山事業については、平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて、災害関連緊急治山事業に引き続き、治山激甚災害対策特別緊急事業を最優先に進めている。

今後の災害に備えるため、被災箇所の早期復旧及び山地災害に対する防災機能の確保に向けて、保全対象の重要度、崩壊等の危険度判定の高い箇所などの優先度判定を行い、計画的に推進していく。

農業用ため池の廃止に伴う下流水路等整備の財政措置については、令和 4 年度から、県単独ため池事業の補助対象として、廃止工事が完了した箇所の下流水路の整備を拡充した。

また、令和 5 年度から国の農業水路等長寿命化・防災減災事業で制度化され、それに伴い地区の上限事業費も拡充されたところである。

浸水（排水路）対策事業の推進について、令和 3 年 11 月の流域治水関連法の施行に伴い、下水道施設による浸水対策が急務となっている中、下水道による浸水対策にかかる財政措置の拡充について、「施策に関する提案」などを通じて国に働きかけている。今後も、国の予算の動向を注視し、交付金や有利な起債などの情報を、適宜提供しながら必要な事業費の確保に努めていく。

砂防事業の促進について、宮ノ間川、観音谷川については、再度災害防止を目的とした砂防激甚災害対策特別緊急事業を令和 5 年度末までの完成を目指して取り組んでいく。

事前防災を目的とした砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業についても、「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に沿って計画的に取組を進めており、昨年度から新規 2 箇所（蔭地川、石ヶ字津川）について、事前調査等に着手したところである。引き続き、早期に完成するよう取り組んでいく。

河川事業については、令和 3 年 7 月・8 月豪雨災害等の再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに、令和 3 年 3 月に策定した「ひろしま川づくり実施計画 2021」に沿って、効果的なハード対策による事前防災を進めており、引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を積極的に活用しながら着実に河川改修を推進していく。

河川の堆積土等の除去については、令和 3 年 3 月に策定した「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的に実施しており、引き続き、現場の状況等を十分に確認しながら、適切な維持管理に努めていく。

急傾斜地崩壊対策事業の促進については、ひろしま砂防アクションプラン 2021 に位置付け、計画的に事業を進めており、引き続き、関係市町と連携を図りながら、事業を進めていく。

中国自動車道加計スマート I C のフルインター化については、昨年 9 月 30 日

に、国土交通省より準備段階調査に着手することが公表され、現在、準備会において構造や管理・運営方法などについて検討が進められている。県は、準備会に参画し、安芸太田町と連携を図りながら、早期事業化に向けて国及び関係機関へ働きかけていく。

二次被害防止に向けた総合的な治水・土砂災害対策の推進について、令和3年7月・8月豪雨により被災した箇所については、災害復旧事業により早期復旧を行うとともに、甚大な浸水被害や土砂災害が発生した箇所については、改良復旧事業や災害関連緊急砂防事業等により、抜本的・緊急的な整備を実施しており、早期完成に向けて取り組んでいく。

【協議会の方向性】

記録的な大雨による大規模災害が全国各地で発生しており、被災箇所の早期復旧と、今後の防災体制の強化など、住民生活における安全確保対策に万全を期されるよう、引き続き、要請する必要がある。

9 ウィズコロナを見据えた対策及び支援策の充実強化

- | |
|--|
| (1) コロナ禍における交通事業者の事業継続に向けた支援[府中市、庄原市] |
| (2) 「新しい生活様式」実現のための放課後児童クラブ体制の充実 [府中市] |

【県の主な対応】

コロナ禍における交通事業者の事業継続に向けた支援について、通常の補助に加え、令和2年度から地方創生臨時交付金を活用し、事業継続のための給付型の支援など、累次の支援を行ってきた。

また、燃油費の高騰に対しても、令和3年12月補正、令和4年6月補正、9月補正、令和5年2月補正と継続的に交通事業者に対し、高騰影響額の一部を支援している。加えて、事業者の経営安定化に向け、将来的な投資への支援として、省エネ対策等への支援を行っている。

国に対しては、令和2年度から継続して、全国知事会、中国知事会に加え、県独自の施策提案においても、既存の国庫補助金の要件緩和や事業継続のための新たな支援制度の創設を強く要望しており、その結果、幹線バス補助については補助要件が緩和され、国の補助額が増額されており、県も適切に補助額の増額を行ったところである。

引き続き、国に対しコロナ禍による減収を補助する制度の創設に加えて、新たに、地域公共交通活性化再生法の改正に伴う事業・補助制度の拡充を求めていく。

放課後児童支援員の認定研修については、コロナ禍であっても必要な支援員が確保できるよう、令和4年度に続き、令和5年度もオンライン研修と集合研修を実施する予定である。

放課後児童クラブへの財政支援については、コロナ禍における放課後児童クラブの運営は全国的な課題であることから、施設整備の補助率の引き上げ等、放課

後児童クラブの整備と安定的運営の推進への支援について、他県と連携して国へ要望していく。

【協議会の方向性】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後においても、これまでの経験を踏まえた感染症対策支援が得られるよう、適宜要請する必要がある。

Ⅱ. 地域産業の振興に向けて

1 観光振興の推進及び支援策の充実

- | |
|--|
| (1) 神龍湖に漂流した流木や廃棄物等の除去及び効果的な水質浄化策〔庄原市、神石高原町〕 |
| (2) 国定公園帝釈峡内のトイレの整備〔庄原市、神石高原町〕 |
| (3) 国定公園帝釈峡遊歩道の復旧及び整備〔庄原市、神石高原町〕 |
| (4) 国定公園「比婆山連峰」の環境整備〔庄原市〕 |
| (5) 中山間地域の観光交流の推進〔三次市、庄原市、安芸高田市〕 |
| (6) 西中国山地国定公園内の観光案内看板等の整備〔安芸太田町〕 |
| (7) 土師ダム周辺のトイレの整備〔安芸高田市〕 |

【県の主な対応】

神龍湖内に漂流した廃棄物等の撤去に関しては、令和4年度、市町の要望どおり補助金を交付したところであり、撤去の実施に当たっては、中国電力(株)との協議を進め、関係市町等と連携した取組となるよう調整し、令和5年3月をもって撤去された。

アオコ対策に関しては、昨年8月からフラッシュ放流の本格運用を開始し、令和5年は、アオコ発生前の3月からフラッシュ放流が開始されている。

神龍湖駐車場トイレは、9月末の竣工を目指し、工事に着手したところである。また、第一駐車場トイレ及び第二駐車場トイレについても、今年度中の完成を目指し、発注に向けた準備を進めている。さらに、断魚溪からマス池間のトイレについても、今年度の設計に向けて検討を進めている。

国定公園帝釈峡遊歩道の、上帝釈から下帝釈（素麺橋⇄柏岩橋）ルートや、休暇村～三坂駐車場ルートについては、現在も落石や斜面の崩壊が断続的に発生するなど施工条件が厳しく、復旧費用も膨大となることから実施は厳しいものと考えている。

休暇村から三坂駐車場のルートについては、当面迂回ルートの継続的な利用を行う方針としており、地元関係者の御理解をいただいている。

水路を活用したルートの検討に関しては、神龍橋をはじめとした4橋の橋梁点検を令和3年度までに実施し、橋梁下の水路通行の安全を確認したところであり、引き続き、地元関係者とともに帝釈峡の魅力向上に向けた検討を行う。

吾妻山登山道の整備については、毎年、庄原市と協議を行いながら歩道補修を行

っているところであり、今後も整備が必要な箇所について継続して補修することとしている。

出雲峠のトイレについては、今年度、電気や水、重機が搬入可能な進入路の検討や清掃や管理方法を検討しており、引き続き、地元関係者と対策を検討していく。

県民の森の整備については、学校行事などの団体利用が大幅に減少し、収支も悪化していることから、宿泊施設やレストラン、入浴について、当面の間、利用を休止することとした。団体利用が中心であるキャンプ場を含め、県民サービスの向上や安定した運営に向け、県民の森の施設機能の見直し検討を行う。

営業を継続しているキャンプ場やスキー場などの施設については、令和5年度も引き続き、リフトや電気設備の更新などを行うなど、施設の維持管理に取り組む。

吾妻山集団施設地区の活性化については、休暇村協会が運営者の公募を行ったものの、選定に至っていない状況である。休暇村協会及び庄原市をはじめとした地元関係者と協議を行い、自然公園施設が、持続的かつ早期に供用可能となるよう調整を行う。

中山間地域の観光交流の推進について、広島を代表する文化芸術として、神楽などが県内外から高く評価されることで、文化芸術に対する県民の関心が高まり、地域への愛着や誇りが醸成されることを目指している。

本年4月には安芸高田市と北広島町、安芸太田町の神楽団により、ひろしま芸北神楽協議会連携会議が設立されたところであり、2025年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて、同会議や市町等と連携し、広島神楽をテーマとした観光プロダクトの開発や国内外への魅力発信など、更なるファンの拡大に向けて取り組んでいく。

また、付加価値の高い観光プロダクトの開発等に取り組み、「江の川の大自然をラフティングやEバイクで満喫するアドベンチャー体験」、「グリーンシーズンのスキー場でのバギー体験などのアクティビティ」、「比婆牛など地元食材を楽しむ県中心部から県北へのドライブツアー」など多彩な観光プロダクトの創出につな
げているところである。

今後、2025年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）を契機としたインバウンド需要のさらなる増加も見据え、外国人観光客の関心の高い観光プロダクトの開発をはじめとした観光振興施策に、市町やDMO等とも連携して取り組んでいく。

三段峡の遊歩道については、通行止め区間の早期の復旧に努め、本年秋には三段峡口から二段滝の区間を開放できるよう取り組む。

また、令和5年度は、三段峡の歩道全線において、落石の危険性など斜面の状況を調査し、中長期の予防保全に関する計画を策定することとしており、被災施設の早期復旧に加え、計画的な整備に努める。

三段峡内に設置している5棟のトイレについては、洋式化や水洗化に向け、法的な制約条件や施工条件、優先度など、整備に向け、安芸太田町と検討を進めている。

恐羅漢や深入山などの看板については、今年度、破損や腐食等が進んでいる標識や、豪雨等により浸食された歩道について、現地確認を行うこととしている。

八千代湖駐車場トイレ及び三田谷公園トイレについては、和式トイレと洋式トイレの両方のタイプを設置しており、適切な維持管理に努めている。今後、利用状況等を踏まえて新しい生活様式に対応した清潔な洋式トイレの整備を検討していく。

【協議会の方向性】

G7広島サミットや2025年の日本国際博覧会を契機とした観光客の増加を見据え、中山間地域の有する豊富な自然環境や地域資源、歴史文化を生かした地域振興施策の充実を図るため、引き続き、要請する必要がある。

2 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実

- | |
|--|
| (1) 新規就農者支援の拡充〔府中市、神石高原町、北広島町〕 |
| (2) 多面的機能支払交付金に対する支援等（優良農地の確保）〔北広島町〕 |
| (3) 日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金）の交付単価の見直しと、事務手続き簡素化の国への働きかけ〔安芸太田町〕 |
| (4) 中山間地域等直接支払制度の拡充（基礎単価の見直し）〔北広島町〕 |
| (5) スマート農業の推進〔安芸高田市、北広島町〕 |
| (6) 鳥獣対策の実施（鳥獣専門員の配置等）〔安芸高田市、安芸太田町、北広島町〕 |
| (7) 担い手ニーズに対応した農地確保とマッチングの促進〔安芸高田市〕 |
| (8) 県営広域営農団地農道整備事業の推進〔三次市、北広島町〕 |
| (9) 自給飼料増産に係る支援制度の拡充〔庄原市、神石高原町〕 |
| (10) 県内産葉物野菜の県内外への新たな販路拡大〔安芸太田町〕 |

【県の主な対応】

新規就農者支援の拡充については、令和4年度から、生産から販売までのバリューチェーンを構成する様々な事業者と農業経営体の連携により、マーケットイン視点の新商品・新サービスを創造することで、食の「稼ぐ力」を向上させることを目的とした「食のイノベーション推進事業」を実施している。

農業に対する補助については、一戸で活用できる融資主体型補助事業の「農地利用効率化等支援交付金」に加え、経営発展のための機械・施設等の導入を就農時に支援する「経営発展支援事業」を令和4年度から開始している。

経営発展支援事業に係る令和5年度予算を確保しており、令和6年度についても要望に対応できるよう予算を確保するとともに、国に対しては、予算確保に合わせて県負担分の地方財政措置が継続されるよう要望していく。

多面的機能支払交付金のうち、施設の長寿命化のための資源向上支払いに関する予算については、国からの予算割当が市町からの要望を下回っていることから、引き続き、予算の確保を国に要請していく。

日本型直接支払交付金については、地域での営農における鳥獣被害の課題等を伝えながら、交付単価の見直しを含め制度の改善などを国へ伝えていく。また、事務の簡素化については、国の検討会議においても課題とされており、継続した制度利用となるよう国に要請していく。

中山間地域等直接支払制度については、農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援する「生産性・付加価値向上加算」や棚田地域における地域資源を活用した交流を促進する「棚田地域加算」など地域のニーズに合った加算制度も活用し、農業振興を図っていただきたい。

国に対しては、地域での営農における鳥獣被害の課題等を伝えながら、交付単価の見直しを含め制度の改善などを伝えていく。

スマート農業の推進については、令和3年度から「ひろしま型スマート農業推進事業」を実施し、令和5年度は、新たに3つのテーマを加えた合計9つのテーマで実証試験に取り組んでおり、得られたデータや成果等については、ひろしまスマート農業推進協議会等において、実証段階から研修会を開催するなどして、技術情報等を関係者で幅広く共有している。

今後、各地域や品目に合わせた課題解決に向け、全国でスマート農業の実証を支援しているコンサルタントやスマート農業機械研究者等から助言を得られる体制を充実していく。

鳥獣対策の充実（鳥獣専門員の配置等）について、市町の作成する「鳥獣被害対策プログラム」に対して、市町担当者、集落リーダーの養成、モデル集落等での活動、新技術の導入実証に係る研修会の開催や講師派遣等の支援を行っている。加えて、令和4年度から、専門業者に委託して、市町が配置している鳥獣害対策の専任者を対象に、地域での指導に必要な技術力のOJTによる習得サポートを通じて人材育成を支援している。

令和5年度は取り組む市町を3市町から4市町（うち新規2市町、継続2市町）に増やすこととしており、有害鳥獣対策に係る実態調査及び市町の取組に対する支援を継続実施していく。

担い手ニーズに対応した農地確保とマッチングの促進について、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の改正法が施行され、令和6年度末までに市町において地域農業経営基盤強化促進計画を策定することが法定化されたため、農地中間管理機構に駐在していた県職員を就農支援課内に「地域計画推進担当」として配置転換し、駐在職員が担当していた業務と併せて地域計画策定に向けた支援を行うこととした。こうした取組を通じて、全ての対象地域で地域計画の策定が進み、担い手への農地集積と耕作放棄地発生防止につなげていく。

県営広域営農団地農道整備事業「備北南部2期地区」については、平成26年度から下志和地町春木から藤根原に向け工事を実施し、平成29年度からは藤根原から板木の区間において、板木側から工事を進めている。

「芸北第3期地区」については、令和2年10月に今田トンネル工事を本契約し、令和4年4月に貫通した。今田トンネルおよび前後の道路工が完了すれば、芸北地区が全線開通となることから、計画的な事業執行により事業効果の早期発現に努めていく。

配合飼料価格の高騰対策については、令和5年度第1四半期以降の対策として、配合飼料価格安定制度の中に、価格が高止まりした際にも発動される「新たな特例」が設けられたところであり、制度の効果について注視していく。

自給飼料の確保に向けては、飼料用米や稲発酵粗飼料、トウモロコシなどの生産を拡大し、安定的に畜産経営体に供給する耕畜連携の取組をこれまで以上に推進していく。耕種農家が新たに自給飼料生産を行うにあたっては、JAなど関係団体と連携して、畜産農家とのマッチングを進めていく。

生産費と販売額の差額補填については、水田活用の直接支払交付金で一定程度措置しているところであるが、更なる充実に向けて知事会などを通じて国に要望していく。

県内産葉物野菜の新たな販路拡大について、コマツナについては、大袋規格の商品づくりによる県内量販店への販路拡大や、食品製造業者等と連携して「ひろしまサラダ」や「ひろしま夏野菜カレー」等の食べ方提案を量販店で展開するなど消費拡大に向けた取組を進めており、今年度も類似した取組を実施する予定としている。

今後、スマート農業技術を活用して予測した出荷量データを、量販店との交渉に活用し、契約販売を拡大する取組を支援するなど、実需者のニーズに対応した生産・販売対策につなげていく。

【協議会の方向性】

2025 農林水産業アクションプログラムに基づき、スマート農業の実践等による収益性の向上や、農業従事者の育成等に関する事業の推進とともに、物価高騰の影響を受ける農業経営者への支援等について、引き続き、要請する必要がある。

3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実

- | |
|---|
| (1) 主伐による木材生産を推進するための再造林に対する助成金の創設
[安芸高田市、安芸太田町] |
| (2) ひろしまの森づくり事業（環境貢献林整備事業）における人工林健全化（間伐）の実施要件の見直し [安芸高田市、安芸太田町] |
| (3) 森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐための新たな防除方法の確立のための調査研究
[安芸高田市、安芸太田町] |

【県の主な対応】

再造林の推進については、苗木購入や獣害防護柵を含めた再造林に係る経費を、国と県が支援することで、再造林の負担軽減に繋げてきた。これに加え、伐採に

使用する機械を利用して植栽の支障となる枝葉の片付けや苗木の運搬等を行う「一貫作業システム」や、急傾斜地でも容易に苗木を運搬できる大型ドローンの実証に取り組むとともに、シカによる苗木被害を抑止するため、モデル地区において試行的な捕獲を検証し、得られた成果を取りまとめ、現地研修会等を通じて林業経営体等に普及することで、主伐・再造林の低コスト化を図る取組を推進している。

ひろしまの森づくり事業における人工林健全化の実施要件の見直しについて、第3期以降の環境貢献林整備事業は、保全対象として公道や林道などの公共施設も含まれることから、奥山であってもこれらの施設があれば対象としている。実施要件に合致しなくても、緊急性が高いなど優先的に取り組むべき森林があれば、個別に協議していただきたい。

松くい虫被害対策については、薬剤散布による伐倒駆除と焼却による特別伐倒駆除を組み合わせ実施している。予防対策については、林業技術センターと連携し、松くい虫に対して今まで以上に強い抵抗性を持ち、種子生産量が多い品種を育成中で、令和8年度以降には現在の生産量と同等の約7万本の苗木の供給が可能となる見込みである。

ナラ枯れ被害対策については、立木くん蒸による駆除のみを実施している。他県では、伐倒くん蒸等の複数の駆除技術を組み合わせ実施している事例もあることから、他の効果的な駆除方法の情報収集を行いながら、本県での導入に向けて検討していく。

【協議会の方向性】

木材生産の推進と将来にわたる森林景観の維持、人工林の健全化につながるよう、引き続き、支援を要請する必要がある。

4 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 小規模農業基盤整備事業等の要件緩和や補助制度の拡充 [府中市] |
| (2) 町内外の担い手への農地マッチング推進 [安芸太田町] |

【県の主な対応】

国庫補助金の要件を満たさない地区では、県単独事業である小規模農業基盤整備事業の活用が可能であり、こうした制度を活用しながら計画的に施設の保全対策を進めていただきたい。なお、県単独事業の市負担については、公共施設等適正管理推進事業（地方債）を活用することで、地方財政負担の軽減を図ることが可能である。

町内外の担い手への農地マッチングの推進については、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末までに、市町において、10年後の地域の農業の在り方や将来の農地の利用について定めた地域計画を策定することとなっており、この作成を支援していく。

【協議会の方向性】

農地と担い手のマッチングが円滑に行われるよう、地域計画の作成に関する支援や、県内外にまたがる広域的な情報収集・提供などの支援を要請する必要がある。

5 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進及び支援の実施

（１） 県内市町共通のDXの推進及び支援の実施 [安芸高田市]

【県の主な対応】

今年度から、情報システム人材を採用・育成・活用するための枠組みとして、「DX Ship（デジシップ）ひろしま」を構築しており、これを利用して、DX施策の共有、システムの共同利用や共同調達の検討などにも取り組む。

公共交通に関しては、「広島型Maas推進事業において、データ連携基盤の構築に取り組んでおり、交通データや人流データの可視化を通じて、市町の交通政策への活用を進めている。

このデータ連携基盤を基に、実際に活用する市町の意向も踏まえながら、「エリア、時間帯ごとの滞在状況」、「バス停ごとの乗降人員」といった各種分析ツールを開発し、得られた分析結果は、運行ダイヤ、運賃等の調整による交通サービスの改善、人流を踏まえた路線やバス停の見直しなど、地域公共交通の利便性と持続可能性の双方を高める取組を行うこととしている。

【協議会の方向性】

広島県DX加速プランに基づく広域的なデジタル基盤整備が進められるよう、要請する必要がある。

6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実

（１） カーボンニュートラルの推進に向けた県のロードマップ提示と実現支援 [府中市]

【県の主な対応】

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、令和5年3月に「広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、更なる地球温暖化対策に取り組むこととしている。

太陽光発電施設等の防災面での配慮については、令和3年4月から、法の対象とならない小規模な施設を県独自の環境影響評価の対象に追加するなど、適正な配慮がなされるよう努めている。

現在、国会において、関連法案の改正が提案されているところであり、今後とも、こうした国の動きを注視しつつ、適正な管理が進むよう取組を進める。

令和4年7月には、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が施行され、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動に関する認定制度が創設された。

この認定制度は、農林漁業者が作成した計画を県が認定することで、活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制や各種資金の特例等の支援措置が受けられるものである。県では、令和５年３月に「基本計画」を作成、４月に公表したところであり、市町と連携して農林漁業者へ認定制度の周知を図り、各種支援措置を受けることができるよう支援していく。

【協議会の方向性】

引き続き、カーボンニュートラルの推進に向けて、国の動きと連動した支援を要請する必要がある。

7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

(1) 高速道路利用料金の割引制度の導入〔協議会提案〕

【県の主な対応】

西日本高速道路株式会社においては、中国道を含む一定エリアの高速道路が定額料金で乗り放題となる周遊パスの発売のほか、国土交通省と連携した戸河内ＩＣ、千代田ＩＣにおけるＥＴＣ２．０搭載車を対象にした道の駅への一時退出の社会実験が継続されるなど、高速道路利用者の利便性向上や地域活性化への取組が進められている。地域の活性化に資する高速道路の利用促進を図る施策を講じるよう、中国地方知事会などを通じて国に働きかけていく。

【協議会の方向性】

中国自動車道の効果的な活用によって、地域振興が図られるよう、引き続き、国への働きかけを要請する必要がある。

Ⅲ. 生活基盤の充実に向けて

1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化

(1) 新たな過疎債の財源確保〔府中市〕

(2) 移住・定住促進に係る中山間地域の県立高校の活性化〔安芸太田町〕

【県の主な対応】

過疎対策事業債については、所要額が確保されるよう、国へ提案を行ってきた。その結果、令和４年度の第１次分において、過疎ハードの要望額 117 億円に対して 16 億円減の 101 億円が国から措置されたものの、第１次分の過疎ハード以外は、第１次分の過疎ソフト限度額並びに第２次分の過疎ハード及び過疎ソフト限度額の要望額に対して、国から満額措置された。

令和５年度の過疎対策事業債の地方債計画額は、前年度に比べ 200 億円増の 5,400 億円が措置されたところである。

今後も、過疎対策事業債の必要額の確保について、国へ働きかけていく。

移住・定住促進に係る中山間地域の県立高校の活性化について、加計高等学校については、生徒寮の整備や公営塾の運営、コーディネーターの配置など、安芸

太田町や地域の方からの支援をいただきながら、学校の活性化に向けた取組を進めており、近年は全校生徒数が毎年度 100 人を超える状況が続くなど、1 学年 1 学級規模校 14 校の中でも学校と地域とが一体となった先進的な取組による成果が表れている。

令和 3 年度からは、中山間地域の高等学校と都市部の高等学校を結ぶ遠隔教育システムを、加計高等学校を含む一部の学校で導入し、地域を超えて専門性の高い授業や多様な人々との交流学习など、生徒に質の高い学びを享受できる機会を提供するとともに、探究的な学びの実現につながる教育活動を展開している。

【協議会の方向性】

中山間地域活性化に向けた財源確保について、引き続き要請する必要がある。

2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 合併建設計画の実施及び市町事業の実施に係る財政支援 [協議会提案] |
| (2) 合併支援道路等の整備促進 [協議会提案] |

【県の主な対応】

これまでも合併特例債をはじめとした財源確保について国へ提案を行ってきた。その結果、令和 5 年度地方債計画においては、全国的に計画完了団体が増加しているため合併特例債は前年度比 700 億円減 (4,800 億円) となったものの必要額は十分確保された。また、過疎対策事業債は前年度比 200 億円増 (5,400 億円) となっている。公共施設等適正管理推進事業債については、前年度比 900 億円減 (4,320 億円) となったが、これは、本事業のメニューの一つであった「脱炭素化事業」が、「脱炭素化推進事業債」として新たに創設され、900 億円が計上されたことによるものであり、実質的には、前年度と同額が確保されている。

合併支援道路については、令和 3 年度を始期とする『社会資本未来プラン』及び『広島県道路整備計画 2021』において、取組方針の 1 つに「コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備」を位置付けており、魅力ある地域づくりや日常生活を支えるため、引き続き、合併支援道路の整備に取り組む。

【協議会の方向性】

広域となった市町が、地方創生を実現するためには、更なる財政運営の安定化が必要であり、一体的な発展のため合併支援道路の整備が不可欠なため、引き続き要請する必要がある。

3 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

- | |
|----------------------------|
| (1) 高規格道路の整備促進 [庄原市、安芸高田市] |
| (2) 広島中央フライトロードの早期整備 [世羅町] |
| (3) 広島～江津間道路の整備促進 [協議会提案] |

【県の主な対応】

江府三次道路については、県境を跨ぐトンネル工事などを進めるとともに、道路改良工事や高架橋上部工事などが発注される予定となっており、国において事業を推進していただいている。

西城町平子から中野の5km区間は現道の機能強化を進めており、江府三次道路の事業中区間の進捗状況や交通状況等を勘案しながら、整備方針等検討していく。

東広島高田道路について、向原吉田道路（安芸高田市向原町～吉田町）約4.5kmについては、「広島県道路整備計画2021」において「継続（部分完成）」に位置付け、（仮称）正力ICから（仮称）吉田ICまでの約3.2kmの区間の整備を重点的に進めており、現在、トンネル本体工事が完了しトンネル設備や舗装等の工事を進めている。また、（仮称）正力ICから主要地方道広島三次線までの約1.3km区間については歩道整備を行っており、現道の機能強化に取り組んでいる。これらについて、令和7年度までの完成に向けて事業を進めていく。

調査区間指定されていない区間（安芸高田市吉田町～美土里町、東広島市～安芸高田市向原町）の調査区間への指定については、今後の財政状況や事業実施区間及び他路線の進捗状況を勘案しながら、検討を行っていく。

広島中央フライトロードの延伸については、広域的な整備効果や延伸ルート帯の検討等を実施している。昨年度、道路予備設計に必要な航空測量を実施し、現在、道路予備設計等を進めているところであり、国土交通省と協議しながら、速やかにルートの絞り込みを行っていく。

主要地方道安佐豊平芸北線外5路線は、総延長約45kmの内、約40kmで整備を進めてきたところである。残る未改良区間のうち、主要地方道安佐豊平芸北線（烏帽子工区）については、「広島県道路整備計画2021」において事業実施箇所として位置付けており、早期完成に向けて事業を推進していく。その他の未改良区間については、事業実施時期等の検討を行っていく。

【協議会の方向性】

引き続き、整備区間の指定を受けた道路の整備促進並びに、指定を受けていない区間の早期事業化などについて、要請する必要がある。

第 2 号議案

令和 4 年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額 (A)	決算額 (B)	予算比 (B) - (A)	備考
1. 会 費			1,194,000	0	1,194,000	1,194,000	0	
	1. 会 費		1,194,000	0	1,194,000	1,194,000	0	
		1. 一般負担金	784,000	0	784,000	784,000	0	市町負担金
		2. 特別負担金	410,000	0	410,000	410,000	0	県議会議員負担金
2. 補助金			110,000	0	110,000	110,000	0	
	1. 補助金		110,000	0	110,000	110,000	0	
		1. 県補助金	110,000	0	110,000	110,000	0	県補助金
3. 雑収入			1,000	0	1,000	7	△ 993	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	7	△ 993	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	7	△ 993	預金利息
4. 繰越金			965,000	0	965,000	965,410	410	
	1. 繰越金		965,000	0	965,000	965,410	410	
		1. 繰 越 金	965,000	0	965,000	965,410	410	
歳 入 合 計			2,270,000	0	2,270,000	2,269,417	△ 583	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	決算額	不 用 額	備 考
1. 事務局費			1,073,000	0	0	1,073,000	898,198	174,802	
	1. 事務局費		1,073,000	0	0	1,073,000	898,198	174,802	
		1. 報 酬	600,000	0	0	600,000	600,000	0	事務局長報酬
		2. 賃 金	115,000	0	0	115,000	91,392	23,608	
		3. 旅 費	100,000	0	1,000	101,000	100,500	500	
		4. 需用費	100,000	0	△ 1,000	99,000	17,710	81,290	事務用品費
		5. 役務費	68,000	0	0	68,000	26,616	41,384	祝電、各種通知郵送料
		6. 諸 費	90,000	0	0	90,000	61,980	28,020	高速道路通行料
2. 会 議 費			250,000	0	0	250,000	226,612	23,388	
	1. 総 会 費		181,000	0	0	181,000	171,112	9,888	
		1. 需用費	80,000	0	0	80,000	73,730	6,270	議案集等
		2. 借上料	100,000	0	0	100,000	96,502	3,498	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	880	120	総会費支払手数料
	2. 役員会費		69,000	0	0	69,000	55,500	13,500	
		1. 需用費	67,000	0	0	67,000	55,500	11,500	湯茶等
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸 費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事 業 費			942,000	0	0	942,000	638,855	303,145	
	1. 調査企画費		311,000	0	0	311,000	135,132	175,868	
		1. 賃 金	118,000	0	0	118,000	0	118,000	
		2. 需用費	153,000	0	0	153,000	132,272	20,728	要望調査資料等
		3. 役務費	40,000	0	0	40,000	2,860	37,140	振込手数料
	2. 促進対策費		351,000	0	0	351,000	315,764	35,236	
		1. 旅 費	104,000	0	3,000	107,000	107,000	0	総会及び県内要望活動旅費
		2. 需用費	70,000	0	△ 36,000	34,000	4,544	29,456	
		3. 活動費	172,000	0	33,000	205,000	204,220	780	道路利用者会議負担金等
		4. 諸 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	3. 中央要望活動費		280,000	0	0	280,000	187,959	92,041	
		1. 旅 費	160,000	0	0	160,000	110,654	49,346	
		2. 需用費	120,000	0	0	120,000	77,305	42,695	要望書印刷等
4. 予 備 費			5,000	0	0	5,000	0	5,000	
	1. 予 備 費		5,000	0	0	5,000	0	5,000	
		1. 予 備 費	5,000	0	0	5,000	0	5,000	
歳 出 合 計			2,270,000	0	0	2,270,000	1,763,665	506,335	

歳入合計 2,269,417 円

歳出合計 1,763,665 円

歳入歳出差引額 505,752 円（翌年度繰越金）

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の令和４年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

令和５年４月６日

監 事 福岡 誠志

監 事 真野 博司

※原本は事務局で保管しています。

第 1 号報告

会員の加入について

広島県内陸部振興対策協議会会則第 2 条の会員の加入について、次のとおり報告する。

令和 5 年 5 月 22 日付

広島県議会議員 加納 孝彦

広島県議会議員 八幡原 圭

第3号議案

役員の改選について（案）

広島県内陸部振興対策協議会役員

役 職	旧役員 令和5年6月7日現在		新役員 令和5年6月8日～	
顧問	県議会議員	小林 秀矩	県議会議員	小林 秀矩
会長	県議会議員	下森 宏昭	県議会議員	下森 宏昭
副会長	庄原市長	木山 耕三	庄原市長	木山 耕三
	神石高原町長	入江 嘉則	北広島町長	箕野 博司
幹事長	県議会議員	桑木 良典	県議会議員	桑木 良典
副幹事長	県議会議員	伊藤 英治	県議会議員	伊藤 英治
理事	県議会議員	玉重 輝吉	県議会議員	玉重 輝吉
	県議会議員	山口 康治	県議会議員	本長 糧太
	県議会議員	本長 糧太	県議会議員	加納 孝彦
			県議会議員	八幡原 圭
	府中市市長	小野 申人	府中市議長	加藤 吉秀
	府中市議長	加藤 吉秀	三次市長	福岡 誠志
	三次市議長	山村 恵美子	三次市議長	山村 恵美子
	庄原市議長	林 高正	庄原市議長	林 高正
	安芸高田市長	石丸 伸二	安芸高田市長	石丸 伸二
	安芸高田市議長	大下 正幸	安芸高田市議長	大下 正幸
	安芸太田町長	橋本 博明	安芸太田町長	橋本 博明
	安芸太田町議長	中本 正廣	安芸太田町議長	中本 正廣
	北広島町議長	湊 俊文	北広島町議長	湊 俊文
	世羅町長	奥田 正和	世羅町議長	米重 典子
	世羅町議長	米重 典子	神石高原町長	入江 嘉則
	神石高原町議長	橋本 輝久	神石高原町議長	橋本 輝久
監事	三次市長	福岡 誠志	府中市市長	小野 申人
	北広島町長	箕野 博司	世羅町長	奥田 正和

第4号議案

令和5年度活動方針、重点目標（案）について

令和5年度活動方針（案）

県土の4割以上を占める4市4町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、昭和42年の設立から半世紀以上にわたり、会員相互の緊密なる連携のもと、本地域の繁栄と発展を促進するため、時代に即した積極的かつ着実な活動を展開してきた。

しかしながら、内陸部地域においては、人口減少、少子高齢化によって住民生活の基盤となる医療、福祉、教育、地域公共交通など、様々な分野で担い手不足が深刻化し、将来に渡って住民の安全と安心が確保されるよう持続可能な制度の設計が不可欠となっている。

こうした課題に対して、国においては、本年度を始期としたデジタル田園都市国家構想総合戦略が掲げられ、デジタル実装の前提となるデジタル基盤の整備と人材育成を支援し、地域課題の解決に向けた取組を加速化する施策が展開されている。また、ローカル鉄道の維持充実については、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの再構築に向けた国による関与の方針が示されたところであり、内陸部地域においても、JRをはじめとする地域公共交通を維持するとともに、高い利便性の確保に向けて自治体や事業者が相互に協力し、取組を進めていくことが重要である。

広島県においては、令和3年度を始期とした「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」において、県民一人一人の安心の確保と県民が誇りを持って夢や希望に挑戦できる社会の実現に向けた施策が進められており、将来を担う人材の育成や誰もが快適かつ安心して暮らせるまちづくりの推進に期待するところである。さらに、G7広島サミットの開催を契機とした観光客数の増加を見据え、内陸部地域を含めた観光地としての認知度が高められるよう、伝統文化や観光資源の発信と、魅力あふれる地域づくりに取り組む必要がある。

本地域は、国土保全、食料の供給、水源かん養、良好な景観形成、地球温暖化防止等、多面的・公益的な機能を有しており、国民生活にとって極めて重要な役割を担っている。この国民共有のかけがえのない財産を、私たちは守り続ける責務がある。

以上を踏まえ、本協議会は、広島県の活性化はもとより、この美しい国土と環境を未来に引き継ぐため、国・県の施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、引き続き積極的な活動を展開し、次世代に誇りと自信を持って継承することができる地域社会の創造と内陸地域の発展をめざすものである。

令和5年度重点目標（案）

I. 安心な暮らしの実現に向けて

- 1 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保
- 2 介護保険制度をはじめとした安定的な社会保障制度の運営支援
- 3 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化
- 4 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実
- 5 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進
- 6 JRをはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化
- 7 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化
- 8 感染症対策及び支援策の充実強化

II. 地域産業の振興に向けて

- 1 観光振興の推進及び支援策の充実
- 2 家畜伝染病対策を含む 2025 広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実
- 3 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実
- 4 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実
- 5 広島県DX加速プランにおける全県的なDXの推進
- 6 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実
- 7 中国自動車道の効果的な活用による地域振興

III. 生活基盤の充実にに向けて

- 1 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化
- 2 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化
- 3 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上

令和５年度重点目標参考資料

令和４年度重点目標	令和５年度重点目標(案)	変更提案理由
I. 安心な暮らしの実現に向けて	I. 同左	
① 住民の命や健康を守り、安心して出産・子育てができる地域医療供給体制の維持・確保	① 同左	
② 介護保険制度を始めとした安定的な社会保障制度の運営支援	② 同左	
③ 総合的・計画的な少子化対策の推進及び支援策の充実強化	③ 同左	
④ 教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	④ 地域に根差した県立高等学校の存続を含めた教育施策の推進と教育関係者の確保対策の充実	今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画が終期を迎えることを踏まえた文言の整理。
⑤ 地域の安全・安心を支える防犯体制の充実及び施設整備の推進	⑤ 同左	
⑥ J Rをはじめとする交通ネットワークの維持充実を含めた生活交通確保事業の推進及び支援策の充実強化	⑥ 同左	
⑦ 自然災害復旧・復興事業の推進	⑦ 災害復旧・復興事業、国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	災害復旧・復興と防災体制の充実強化を一体的に要望していくため。
⑧ 国土強靱化の推進及び災害に強い地域づくり・防災体制の充実強化	⑧ 感染症対策及び支援策の充実強化	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更による文言の整理。
⑨ ウィズコロナを見据えた対策及び支援策の充実強化		
II. 地域産業の振興に向けて	II 同左	
⑩ 観光振興の推進及び支援策の充実	⑨ 同左	
⑪ 2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	⑩ 家畜伝染病対策を含む2025広島県農林水産業アクションプログラムにおける県事業の確実な推進及び支援策の充実	鳥インフルエンザ等家畜伝染病の影響を受ける関係事業者への支援を要望していくため。
⑫ 未来・将来に向けた林業振興の推進及び支援策の充実	⑪ 同左	
⑬ 兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	⑫ 飼料価格等の高騰に直面する兼業農家・小規模農家に対する支援策の充実	飼料価格等の高騰に対する緊急的な対策を含む支援策が、継続的に実施されるよう要望していくため。
⑭ D X (デジタル・トランスフォーメーション) の推進及び支援の実施	⑬ 広島県D X加速プランにおける全県的なD Xの推進	県の計画と連動し、広域的なデジタル基盤整備の推進と効果的な取組に対する支援を要望していくため。
⑮ 社会経済情勢等の変化に応じた中小企業・小規模事業者に対する支援策の充実	⑭ 同左	
⑯ 中国自動車道の効果的な活用による地域振興	⑮ 同左	
III. 生活基盤の充実に向けて	III 同左	
⑰ 中山間地域活性化事業の推進及び支援策の充実強化	⑯ 同左	
⑱ 合併建設計画における県事業の推進及び市町事業支援策の充実強化	⑰ 同左	
⑲ 高規格道路及び主要国県道の整備並びに一般県道の改良率の向上	⑱ 同左	

令和5年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
令和5年 4月6日	令和4年度会計監査	三 次 市 北 広 島 町
5月22日	役 員 会	庄 原 市
6月8日	第57回通常総会	広 島 市
6月～8月	令和6年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広 島 市
9月下旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	令和6年度主要施策に関する要望 活動（広島県への要望活動）	広島県議会
11月初旬	令和6年度主要施策に関する要望 活動（県内の国出先機関への要望 活動）	三 次 市 広 島 市
11月中旬	令和6年度主要施策に関する中央 要望活動（地元選出国会議員等へ の要望活動）	東 京 都
令和6年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第5号議案

令和5年度歳入歳出予算について（案）

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	R 5 予算額	R 4 予算額	対前年度比較	備考
1. 会 費			1, 645	1, 194	451	
	1. 会 費		1, 645	1, 194	451	
		1. 一般負担金	1, 165	784	381	市町負担金
		2. 特別負担金	480	410	70	県議会議員負担金
2. 補助金			110	110	0	
	1. 補助金		110	110	0	
		1. 県補助金	110	110	0	
3. 雑収入			1	1	0	
	1. 雑収入		1	1	0	
		1. 雑 収 入	1	1	0	預金利息外
4. 繰越金			505	965	△ 460	
	1. 繰越金		505	965	△ 460	
		1. 繰 越 金	505	965	△ 460	
歳 入 合 計			2, 261	2, 270	△ 9	

※一般負担金について

令和4年度	令和5年度（コロナ禍前の基準）
平等割： 0千円（徴収しない）	平等割： 184千円（各市町一律23千円）
人口割： 784千円（人口×4円）	人口割： 981千円（人口×5円）
合 計： 784千円	合 計： 1,165千円

人口割：人口数に4円を乗じて得た額を

1, 000円単位で切り上げた額

人口割：人口数に5円を乗じて得た額を

1, 000円単位で切り上げた額

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	R 5 予算額	R 4 予算額	対前年度比較	備 考
1. 事務局費			1,042	1,073	△ 31	
	1. 事務局費		1,042	1,073	△ 31	
		1. 報 酬	600	600	0	
		2. 賃 金	110	115	△ 5	
		3. 旅 費	112	100	12	
		4. 需用費	80	100	△ 20	
		5. 役務費	60	68	△ 8	郵送料
		6. 諸 費	80	90	△ 10	高速通行料
2. 会 議 費			300	250	50	
	1. 総 会 費		231	181	50	
		1. 需用費	100	80	20	議案集等
		2. 借上料	130	100	30	会場・控室
		3. 諸 費	1	1	0	
	2. 役員会費		69	69	0	
		1. 需用費	67	67	0	
		2. 借上料	1	1	0	
		3. 諸 費	1	1	0	
3. 事 業 費			914	942	△ 28	
	1. 調査企画費		283	311	△ 28	
		1. 賃 金	110	118	△ 8	
		2. 需用費	153	153	0	要望調査資料等
		3. 役務費	20	40	△ 20	郵送料
	2. 促進対策費		351	351	0	
		1. 旅 費	104	104	0	
		2. 需用費	37	70	△ 33	
		3. 活動費	205	172	33	道路利用者会議負担金等
		4. 諸 費	5	5	0	
	3. 中央要望活動費		280	280	0	
		1. 旅 費	160	160	0	
		2. 需用費	120	120	0	
4. 予 備 費			5	5	0	
	1. 予 備 費		5	5	0	
		1. 予備費	5	5	0	
歳 出 合 計			2,261	2,270	△ 9	

令和 5 年度市町負担金

No.	市 町 名	人口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	計(円)
1	府 中 市	37,655	23,000	189,000	212,000
2	三 次 市	50,681	23,000	254,000	277,000
3	庄 原 市	33,633	23,000	169,000	192,000
4	安 芸 高 田 市	26,448	23,000	133,000	156,000
5	安 芸 太 田 町	5,740	23,000	29,000	52,000
6	北 広 島 町	17,763	23,000	89,000	112,000
7	世 羅 町	15,125	23,000	76,000	99,000
8	神 石 高 原 町	8,250	23,000	42,000	65,000
合 計		195,295	184,000	981,000	1,165,000

算出基礎： 平等割： 23,000円
人口割： 人口数に5円を乗じて得た額を
1,000円単位で切り上げた額

人口数値： 令和2年国勢調査による。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

令和5年6月8日現在

職 氏 名	
県 議 会 議 員 小林 秀矩	県 議 会 議 員 下森 宏昭
県 議 会 議 員 桑木 良典	県 議 会 議 員 伊藤 英治
県 議 会 議 員 玉重 輝吉	県 議 会 議 員 本長 糧太
県 議 会 議 員 加納 孝彦	県 議 会 議 員 八幡原 圭
府 中 市 長 小野 申人	府中市議会議長 加藤 吉秀
三 次 市 長 福岡 誠志	三次市議会議長 山村恵美子
庄 原 市 長 木山 耕三	庄原市議会議長 林 高正
安芸高田市市長 石丸 伸二	安芸高田市議会議長 大下 正幸
安芸太田町長 橋本 博明	安芸太田町議会議長 中本 正廣
北 広 島 町 長 箕野 博司	北広島町議会議長 湊 俊文
世 羅 町 長 奥田 正和	世羅町議会議長 米重 典子
神石高原町長 入江 嘉則	神石高原町議会議長 橋本 輝久

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部関係市町長
広島県内陸部関係市町議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、副会長所在市とし、別に事務局長を置くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1 名
(2) 副会長 2 名
(3) 幹事長 1 名
(4) 副幹事長 1 名
(5) 理事 若干名
(6) 監事 2 名
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町の負担とする。
- 第14条 本会の市町の会費は、6月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年6月3日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成28年6月1日から施行する。